

旭川市下水道事業 ウォーターＰＰＰ導入検討に関する
サウンディング型市場調査
施設見学会
実施要領

旭川市水道局上下水道部
令和７年４月

1 調査の目的

本市における、「ヒト」、「モノ」、「カネ」の問題に適切に対応し、将来にわたって下水道事業の健全で安定的な運営を継続するための手法として、ウォーターＰＰＰの導入について検討するため、民間事業者の皆さまの参入意向や事業スキームなどについての考え方を把握することを目的として、サウンディング型市場調査を行うこととし、その第１回目の調査として、本年１月に「旭川市下水道事業ウォーターＰＰＰ導入検討に関するサウンディング型市場調査（アンケート調査）」を実施したところです。

この度、アンケート調査に参加した方のうち希望された方を対象に、施設見学会を実施することといたしました。施設見学会では、下水処理センターなど本市の施設を見学いただくことで、今後予定するヒアリング調査等における、より良い提案等の参考となりますことを目的として実施するものです。

積極的な参加をお願いします。

2 施設見学会について

サウンディング調査は、アンケート型１回、ヒアリング（対話）型１回の計２回実施する予定です。ただし、調査結果などにより、調査回数や調査実施内容が変更となる可能性があります。

本見学会は、本市の下水道施設を見学することによって、今後のヒアリング調査等の参考としていただくことを目的としております。そのため、本見学会において、本市のウォーターＰＰＰ実施に関する方針や検討状況、第１回アンケート調査の結果等について説明する予定はございませんのでご注意ください。

3 施設見学会スケジュール

本見学会のスケジュールについては、以下のとおりです。

施設見学会実施案内・実施要領の送付	令和７年４月２８日（月）
施設見学会に関する質問期間	令和７年４月３０日（水） ～５月８日（木）午後５時まで
施設見学会申込期限	令和７年５月９日（金）午後５時まで
施設見学会申込確定案内	令和７年５月１２日（月）までに随時案内
施設見学会日時	令和７年５月２０日（火）、２１日（水）

4 施設見学会の流れ

施設見学会では、下水処理センター、亀吉雨水ポンプ場、旭神汚水中継ポンプ場及び千代ヶ岡農業集落排水処理センターをご案内します。

施設見学会は、「①下水処理センター集合・見学 → ②亀吉雨水ポンプ場へ移動・見学 → ③旭神汚水中継ポンプ場へ移動・見学 → ④千代ヶ岡農業集落排水処理センターへ移

動・見学 → ⑤見学会終了・解散」の流れとなります。

見学会は午前の部と午後の部があり、見学できる施設が異なります。なお、午前と午後
の両方の参加、もしくは午前の部、午後の部のどちらかのみの参加が可能です。

それぞれの見学施設と概ねの時間割は以下の表のとおりです。

①午前の部

10:00	下水処理センター集合
10:00 ～ 11:30	下水処理センター見学
11:30	解散

②午後の部

13:30	亀吉雨水ポンプ場集合
13:30 ～ 14:20	亀吉雨水ポンプ場見学
	移動
15:00	旭神汚水中継ポンプ場着
15:00 ～ 15:30	旭神汚水中継ポンプ場見学
	移動
16:00	千代ヶ岡農業集落排水処理センター着
16:00～16:30	千代ヶ岡農業集落排水処理センター見学
16:30	解散

5 施設見学会・集合場所

別紙位置図をご参照ください。

6 参加方法について

参加にあたっては、所定の様式に情報を記載の上、以下の連絡先へ令和7年5月9日
(金) までに申込みをお願いします。

申込み後、令和7年5月12日(月)までに、様式に記載いただいた連絡先あてに、申
込みの確定案内をいたします。

施設見学会参加申込先

旭川市水道局上下水道部下水道施設課（下水道事業係 坂田）

E-mail : gesuido_sisetsu@city.asahikawa.lg.jp

TEL : 0166-24-3167

7 参加対象者

旭川市の下水道事業におけるウォーターPPP、包括業務委託、官民連携事業に関心のある法人またはグループとし、第1回目のアンケート調査にご協力いただいた事業者の内、施設見学会の参加を希望した者を対象とします。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されている者。
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (4) 市町村税（特別区にあっては都税）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

8 本見学会に関する質問

本見学会に関する質問がある場合は、WordまたはExcel形式にて質問内容を作成し（様式自由）、下記の提出先に電子メールにてご提出ください。

①質問受付期間

令和7年4月30日（水）～5月8日（木）午後5時まで

②提出先

「6 参加方法について」のE-mailのとおり

③質問に対する回答について

質問に対する回答は、電子メールにより個別に回答いたします。

なお、回答にあたっては、事前に事業者に内容の確認を行うことがあるほか、すべての質問に対して回答を保証するものではありません。また、質問内容とその回答についての公表予定はありません。

9 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

ア サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。

イ 本見学会の参加の有無にかかわらず、ヒアリング（対話）型調査への参加に関する情報提供をさせていただくことがあります。

(2) 本見学会の参加に関する費用

本見学会への参加に要する費用は、全額参加者の負担とします。

(3) 施設見学会申込における注意点

- ア 申込み可能人数は、各社2名までとなります。
- イ 見学希望は午前と午後の両方の参加、もしくは午前の部、午後の部どちらかのみが可能です。
- ウ 想定人数は、午前午後ともに30名（15組）となります。想定を上回る応募があった場合には先着順とさせていただきます場合があります。
- エ 本見学会は参加者数の都合上2日に分けて開催を予定しております。なお、日程の決定は応募の先着順で振分けを行いますので、ご了承ください。
- エ 申込み後、確定案内を令和7年5月12日（月）までに随時案内いたします。その内容をもって施設見学会への参加が可能となります。
- オ 雨天決行としますが、見学に支障となる悪天候が見込まれる場合は、前日の午後5時までに中止の連絡を行います。その場合、以後の対応については別途お知らせします。

(4) 施設見学会当日における注意点

- ア 施設間の移動につきましては各自でご準備をお願いします。なお、各施設の駐車可能スペースに限りがありますので、1企業につき車1台での参加をお願いします。
- イ 駐車場所については、後日申込確定案内の際に詳細な場所の案内をいたします。また、駐車の際は、現地にいる職員の指示に従ってください。
- ウ ヘルメットについて、貸与はできますが数に限りがありますので、できる限り持参をお願いします。また、安全靴の貸与は行いません。
- エ 施設見学における手荷物の破損や汚れ、見学者の怪我、移動時の事故、駐車場におけるトラブル等に関しては一切の責任を負いません。
- オ 施設見学のルートや見学内容・見学機材等についての要望はできません。
- カ 施設見学会において、旭川市におけるウォーターP P Pの導入検討状況等についての説明はありません。今後ヒアリング調査や、ウォーターP P Pが公募された際、検討の参考としていただくために施設の様子をご確認いただくものです。

(5) 申込み後の変更等について

- ア 施設見学会への申込み後、参加者の変更やキャンセル等を行う場合は、すみやかに「10 本見学会における連絡先」に記載の連絡先へ電話でご連絡いただき、担当者の指示に従ってください。

10 本見学会における連絡先

担 当：旭川市水道局上下水道部下水道施設課（下水道事業係 坂田）

T E L：0166-24-3167

E-mail：gesuido_sisetsu@city.asahikawa.lg.jp

電話での受付時間は土曜、日曜、祝日を除く午前8時45分から午後5時15分までとします。